



マイナ保険証をご利用ください

**12月2日から
保険証は発行されなくなります**

今回お手元に届く保険証は、記載された有効期限まで使用できます。

国民健康保険被保険者証

- 対象者：国民健康保険に加入している人
- 有効期間：8月1日～令和7年7月31日
※期間中に75歳を迎える人の有効期限は誕生日前日で、有効期限が切れる前に「後期高齢者医療被保険者証」を送付します。
- お願い：職場の健康保険に加入した時などは、速やかに本人またはご家族が国民健康保険の脱退手続きを役場窓口でしてください。

色は「茶色」です

70歳未満の人

群馬県
国民健康保険
被保険者証

有効期限 令和 7年 7月31日
記号 番号 9999999 (枝番) 01

氏名 カナ 甘楽 一郎 性別 男
生年月日 昭和36年 2月 1日
適用開始年月日 令和 4年 3月10日
世帯主氏名 甘楽 太郎
住所 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1

交付年月日 令和 6年 8月 1日
保険者番号 1000784
交付者名 甘楽町
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1
電話0274-74-3131

見本

70歳から74歳の人

群馬県
国民健康保険
被保険者証
兼高齢受給者証

有効期限 令和 7年 7月31日
記号 番号 9999999 (枝番) 01
発効期日 令和 6年 8月 1日

氏名 カナ 甘楽 華子 性別 女
生年月日 昭和26年 9月14日
適用開始年月日 令和 2年 6月 1日
世帯主氏名 甘楽 太郎
住所 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1

交付年月日 令和 6年 8月 1日
保険者番号 1000784
交付者名 甘楽町
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1
電話0274-74-3131

負担割合 2割

見本

70～74歳の方は「被保険者証」に自己負担割合が記載されています。医療機関を受診するときは、1枚で受診できます。

薬品希望シールをご活用ください。

ジェネリックを希望する場合

保険証に同封のジェネリック医薬品希望シールをご活用ください。

8月1日からは新しい保険証を

現在使用している「国民健康保

険被保険者証」と「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31

日です。新しい保険証は7月中旬に

郵送します。新しい保険証が届いたら、有効期限の切れた保険証は

ご自身で破棄するか、にこにこ甘

楽または役場へ返却してください。

後期高齢者医療被保険者証

- 対象者：75歳以上の人と65歳以上で一定の障がいのある人
- 有効期間：8月1日～令和7年7月31日
- 負担割合：1割・2割・3割

色は「緑色」です

医療機関などの窓口で支払う自己負担の割合が記載されています。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 交付年月日

被保険者番号

氏名

生年月日

後期高齢者医療被保険者証

交付年月日

負担割合

保険者番号並びに保険者の住所及び氏名

群馬県後期高齢者医療被保険者証

交付年月日 令和 6年 8月 1日

保険者番号 1000784

交付者名 甘楽町

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1

電話0274-74-3131

見本

自己負担割合

同一世帯の被保険者の令和6年度の住民税課税所得により判定されます。

負担割合	判定基準
3割	住民税課税所得 145万円以上
2割	世帯内の後期高齢者医療の人の人数によって条件が異なります。 【1人の場合】住民税課税所得28万円以上145万円未満で年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上 【2人以上の場合】住民税課税所得28万円以上145万円未満で年金収入＋その他の合計所得金額が320万円以上
1割	非課税世帯、上記以外の世帯

国民健康保険・後期高齢者医療制度

保険証を更新します

健康課国保係 ☎(67)5172

②健康保険証として登録

利用登録の方法

1. 医療機関・薬局を受診した際に受付(顔認証付きカードリーダー)で行う
2. 「マイナポータルサイト」から行う
3. セブン銀行ATMから行う

12月2日以降、新たに資格を取得したり転居などで資格情報に変更があった場合は、マイナ保険証を持っていない人などには「資格確認書」を、マイナ保険証を持っている人には「資格情報のお知らせ」を交付します。



①マイナンバーカードを作成

町住民課で 申請をお手伝いします

カードはオンラインや郵便で申請すると作成できますが、ご自身での申請が難しい人は、町住民課でお手伝いします。

STEP 1

交付申請書に氏名を記入
(申請書を紛失した場合は
住民課で再発行できます)

STEP 2

町職員が無料で写真撮影
を行い申請

STEP 3

申請から1カ月程度で
住民課から交付案内が届く

STEP 4

本人が来庁し暗証番号を
設定、カードを受け取る



マイナンバーカードを『健康保険証』として
利用するための準備をお願いします。

保険料の算出方法

保険料は、被保険者全員が平等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

年間保険料		均等割額	+	所得割額
上限80万円 (73万円) ※ 1	=	49,100円	+	(前年の総所得－基礎控除43万円) × 10.07% (9.36%) ※ 2

令和6年度に限り激変緩和措置があります

- ※ 1 令和6年4月1日前に資格取得、または障がい認定により資格取得した被保険者は、年間保険料の上限が「73万円」になります。
- ※ 2 所得割率は、「前年中の総所得金額－基礎控除額」が58万円以下の場合は「9.36%」になります。

▶均等割額の軽減

世帯(世帯主と同一世帯の被保険者)の所得水準に応じて「均等割額(49,100円)」が次のように減額されます。

軽減割合	7割	5割	2割
軽減後の均等割額	14,730円	24,550円	39,280円

※年金・給与所得者の人数、年齢や年金などの収入額により軽減の該当条件が異なります。

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに見直されます。
令和6・7年度の保険料率が改定されましたのでお知らせします。

後期高齢者医療保険料の改定(令和6・7年度)

健康課国保係 ☎(67) 5172

国民健康保険・後期高齢者医療制度の皆さんへ

健康課国保係 ☎(67)5172

医療費が高額になるときは

限度額適用認定証などの申請

「限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)」を提示すると、病院での支払いが自己負担限度額までとなります。

下表に該当し交付を希望する人は申請してください。なお、「一般(課税)世帯」「現役並み所得Ⅲ(※1)」で70歳から74歳の人(下表の対象者でない人)は、「被保険者証兼高齢受給者証」を提示することと同様に取り扱いされます。

国民健康保険で現在交付を受けている人も**7月31日**が有効期限です。引き続き交付を受けるためには更新手続きが必要で、認定証の発効期日は申請月の初日です。

▼申請に必要なもの

- ・ 保険証
- ・ 本人確認書類



マイナンバーカードを
保険証として利用すれば、
事前申請は不要！
便利なマイナ保険証
をご利用ください。

【対象者】

	国民健康保険で 70歳未満の人 ※2	国民健康保険で 70～74歳の人	後期高齢者医療の人 75歳以上の人(早期加入の人を含む)
限度額適用認定証	住民税課税世帯の人	現役並み所得Ⅰ・Ⅱの人 ※1	
限度額適用・標準 負担額減額認定証	国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の人		住民税非課税世帯の人

※1 課税所得が145万円以上380万円未満の人は「現役並み所得Ⅰ」、380万円以上690万円未満の人は「現役並み所得Ⅱ」、690万円以上の人は「現役並み所得Ⅲ」に分類されます。

※2 70歳未満の人は国保税を完納している世帯の人

福祉医療費受給資格者証の更新について

健康課国保係 ☎(67)5172

7月31日に有効期限を迎える「福祉医療費受給者証」をお持ちの人は更新が必要です。

ひとり親家庭などの受給 資格者証をお持ちの人へ

令和6年1月1日より所得制限を撤廃しました。現在交付を受けている人には通知をお送りしますので、更新手続きをしてください。

所得制限は撤廃しましたが、課税世帯は町独自で補助対象にしているため、令和5年中の所得状況を確認する必要があります。申告の済んでいない人は至急申告をしてください。

現在交付を受けていない人

18歳未満のお子さんのいる母子・父子家庭、父母のいない18歳未満の児童に該当する人で交付を受けていない人は、お問い合わせください。

重度心身障害者・ 高齢重度心身障害者 受給資格者証をお持ちの人へ

令和5年度より所得の基準が導入され、毎年更新となりました。所得を確認し、対象となる人には通知をお送りします。

現在交付を受けていない人

身体障害者手帳1、2級・療育手帳判定A・障害者年金1級・特別児童扶養手当1級に該当する人で交付を受けていない人は、お問い合わせください。

▼申請に必要なもの

- ・ 保険証
- ・ 本人確認書類
- ※重度心身障害者・高齢重度心身障害者は、障害の程度が分かる書類(手帳など)



地域おこし協力隊員を紹介します

■産業課商工観光係 ☎(64) 83200

6月3日に新たな地域おこし協力隊員の任命を行いました。
現在8人の隊員が活動中です。



委嘱状を交付された三宅さん(右)

三宅 克典(51歳)

神奈川県藤沢市より

今までの経歴は？

22年間勤務した綾瀬市役所を退職後、1年間静岡県で畑わさび栽培をしたり、4年間キャンピングカー販売の営業をしたりしました。
また『道の駅巡りの旅』で全国制覇した後は熊本県でキャンプ場づくりをしていました。

町での活動は？

町の隠れた見どころ・観光スポットの発見、電動アシスト自転車による観光コースの作成、レンタル自転車の貸出業務などを道の駅甘楽を中心に視点を置きながら新たな発見を模索していきます。

今後の抱負を教えてください。

全国の道の駅を制覇した経験を生かして、さまざまな視点から新たな町の魅力を発見し、それらをSNSなどを通じ発信していきたいと思っています。



7/7~

道の駅甘楽で、電動アシスト自転車の貸出を開始します

宝くじの助成金で整備

■教育課文化財保護係 ☎(64) 83244

(二財)自治総合センターでは、宝くじの収益金で地域をより良くするため、住民の活動(コミュニティ活動)に必要な備品の購入や集会施設の整備、地域文化への支援など、活力ある地域づくりに対して助成事業を行っています。

第22区では、長胴太鼓の新たな購入と修繕を行いました。

このように宝くじの収益金は、身近な地域コミュニティ活動の発展に活用されています。

▼胴の部分を修理した1尺7寸長胴太鼓



▲新調した1尺8寸長胴太鼓

ホタルの光跡を楽しむ

「第12回大名庭園のホタル鑑賞会」が、5月31日、6月1・7・8日の4日間、国指定名勝山園で開かれました。

辺りが暗闇に包まれる頃にはホタルがゆっくりと尾を引くように光を放ちながら飛び交いました。ホタルが優雅に舞う幻想的な光景に多くの来場者は心奪われ、スマートフォンでの撮影を試みるなど時が経つのも忘れ初夏の風物詩を楽しみました。

